

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を撤廃し法人事業税に復元することを求め、法人住民税の一部国税化に反対する意見書

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行うことにより初めて実現できるものである。そのためには、国から地方への権限の移譲と、その権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠である。

しかしながら、先般、国の検討会からは、現在と同様の法人事業税を用いた偏在是正制度を容認するばかりか、法人住民税の一部を国税化し交付税原資とするなど、地方分権に反する提案がなされている。そもそも法人事業税の暫定措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置として導入されたものであり、平成26年度税制改正において確実に撤廃し、法人事業税として復元されるべきものである。

人口減少社会の到来といった社会構造の大きな変化が進む中、限られた財源を都市と地方で奪い合うという従来どおりの発想では、我が国の明るい展望を描くことはできない。日本の心臓である東京が、日本経済の再生を牽引し、その効果を全国に波及させ、税収全体のパイを拡大していくといった発想が重要である。

東京都及び東大和市においても、税財源を確保することは当然に重要な取り組みであり、地方分権の針を大きく逆戻しする今回の国の提案は、到底承服できるものではない。

東大和市議会は、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を当初の約束どおり、当然に撤廃し、法人事業税に復元することを求めるとともに、都市の活力を削ぎ、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化に、断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決日) 平成25年12月18日

(送付日) 平成25年12月20日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣